

平成27年度～平成31年度



藤棚（湘南大庭）



桜（湘南台）

## 藤沢市教育振興基本計画



アジサイロード（藤沢）



松並木（鵠沼）

2015年（平成27年）3月

# 藤沢市教育委員会



<はじめに>

教育委員会では、2011年（平成23年）3月に藤沢市教育振興基本計画を策定し、本市が目指す教育の方向性を明らかにするとともに、この計画に基づき、本市教育の振興に取り組んでまいりました。

この間、国においては、第2期教育振興基本計画が閣議決定され、本市においては、藤沢市市政運営の総合指針2016が策定されました。

また、東日本大震災の発生を受け、防災教育の重要性や地域のつながり、人と人との絆の大切さなどが取り上げられたり、子どもの貧困問題なども注目を浴びるようになってきました。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では新たな課題に対応するために、「第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、改定案についての諮問を行い、検討を重ねた結果を答申として受けました。

改定に際しては第1期の計画策定時の課題について、その解決に向けた取組や成果等を整理し、その中で基本理念ならびに3つの目標については継承し、あらたな基本方針や施策の柱を追加することで、課題等に対応していくこととしました。

今後5年間はこの計画に基づいて、本市の教育の振興に新たな気持ちで取り組んでまいります。

2015年（平成27年）3月

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公基

委員 関野 真一郎

委員 阪井 祐基子

委員 小竹 伊津子

教育長 吉田 早苗



# 目 次

第Ⅰ章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象範囲及び対象期間	2
第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題	3
1 人口動態	3
2 国際化	5
3 情報化	6
4 産業形態の変化と生活の変化	8
5 地域性	12
6 藤沢市の教育の現状と課題	14
7 第2期藤沢市教育振興基本計画への反映	15
第Ⅲ章 第2期藤沢市教育振興基本計画 基本構想	16
1 体系図	16
2 基本理念	17
3 3つの目標	18
4 8つの基本方針	21
第Ⅳ章 基本方針毎の施策の柱	29

## 資 料

- 諮問書 . . . 32
- 第2期藤沢市教育振興基本計画基本構想（案）に関する  
パブリックコメントの結果について . . . 33
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況 . . . 40
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿 . . . 41
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱 . . . 42
- 答申書 . . . 43
- 計画策定までの経過 . . . 44

# I 計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

2006年（平成18年）に教育基本法が改正され、このときに明示された新しい時代の教育の基本理念を活かし、2008年（平成20年）7月、国において教育基本法第17条第1項の規定に基づいて「教育振興基本計画」が策定されました。その後、2013年（平成25年）6月に「第2期教育振興基本計画」が策定されました。

本市では、2011年（平成23年）3月に国の「教育振興基本計画」及び県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて「藤沢市教育振興基本計画」を策定しました。

今回は国の「第2期教育振興基本計画」が策定されたことと、「藤沢市新総合計画」にかわる「藤沢市市政運営の総合指針2016」が策定されたこと、さらには東日本大震災や高齢化の進展など、この間における人の絆や社会状況の変化に対応するため、「藤沢市教育振興基本計画」を見直し、「第2期藤沢市教育振興基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられます。

本計画は、国が策定した「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月閣議決定）及び神奈川県教育委員会が策定する「かながわ教育ビジョン」を参酌すると共に、2014年（平成26年）4月に策定された「藤沢市市政運営の総合指針2016」との整合を図るものです。

### 3 計画の対象範囲及び対象期間

第1期の計画は、教育基本法に規定される「生涯学習の理念」に基づき、幼児教育・家庭教育・学校教育・社会教育等、本市域の教育全般にわたる計画として、概ね10年後を見据えた基本構想をもとに、平成23年度から平成27年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示したものでした。

本来ならば、平成27年度に計画の見直しを行うべきところではありますが、1年前倒しし、平成26年度に第2期計画を策定することとしたため、本計画の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

